

令和8年度 障害者委託訓練 在職者訓練コース 委託先機関募集要項

千葉県立障害者テクノスクール

在職障害者に対して、雇用継続に資する知識・技能を付与するための職業訓練実施にあたり、本事業を受託していただける委託先機関（事業者・団体等）を次のとおり募集します。

1 事業の目的

中途障害等により、現職の作業遂行が困難となり、職種転換等を図るための技能習得が必要な場合等、在職障害者の雇用の継続を図る上で職業訓練が必要であると考えられる者に対して訓練の機会を提供する。

2 委託訓練コース及び内容

次の（１）～（２）の２コースとする。受講者募集については幅広く募集活動を行い、定員確保に努めること。

（１）在職者訓練コース＜知識・技能習得＞

在職障害者に対し、職種転換等による雇用継続のための知識・技能の習得を目的として、在職障害者の障害の程度及び訓練職種に応じて、座学型で実施する。

（２）在職者訓練コース＜eラーニング＞

在職障害者に対し、雇用継続のためのIT関連分野（Webページ作成、表計算ソフト・データベースソフト等のアプリケーションソフトによる処理技術、プログラミング技術など）等の知識・技能の習得を目的として、在職障害者の障害の程度及び訓練職種に応じて、eラーニングにより実施する。

なお、受託機関は、適切な方法により個人認証（本人確認）を行うとともに添削指導及びスクリーニング又は訪問指導等による面接指導を行うものとする。

3 委託先機関

次の機関とする。ただし、3（１）及び（２）コースとも受講対象者である障害者を雇用する企業は、自ら、当該受講者を対象とした在職者訓練コースを設定することはできない。

（１）在職者訓練コース＜知識・技能習得＞

専修学校、各種学校等の民間教育訓練機関、障害者に対する支援実績のある社会福祉法人等、障害者を支援する目的で設立されたNPO法人等を委託先機関とする。

（２）在職者訓練コース＜eラーニング＞

- ① 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3に定める法人）
- ② 上記①でない場合
 - ・ 在宅就業支援団体と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関

- ・ その他の障害者の在宅就業を支援する機関と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関
- ・ 障害者の在宅就業等に関する支援の実績がある機関

4 受講対象者

中途障害等により、現職の作業遂行が困難となり、職種転換等を図るための技能習得が必要な在職障害者。なお、在職者訓練コース<eラーニング>については職業能力開発施設等への通所が困難な重度障害者等であって、在宅勤務をしており、自宅に必要な情報通信環境を有しているとともに、パソコンの基本操作及びeラーニングでの受講が可能な状態にあるものとする。

雇用先企業からの「在職証明書」(別紙1)の提出をもって、在職者であることの証明とする。

5 訓練期間

訓練期間は、令和8年8月5日から令和9年3月5日までの間で、原則として3か月以内とする。

6 訓練時間

(1) 在職者訓練コース<知識・技能習得>

下限12時間、上限160時間とし、受講者の障害の程度及び訓練職種に応じて定めるものとする。

(2) 在職者訓練コース<eラーニング>

下限12時間、上限160時間とし、受講者の障害の程度及び訓練職種に応じて定めるものとする。訓練時間には、一部スクーリングに要する時間を含むこととする。スクーリングは訓練時間に応じて、下記のとおり設定することとする。

訓練時間	スクーリングに要する時間
12時間以上30時間未満	1時間以上4時間未満
30時間以上50時間未満	2時間以上8時間未満
50時間以上70時間未満	3時間以上12時間未満
70時間以上90時間未満	4時間以上16時間未満
90時間以上110時間未満	5時間以上20時間未満
110時間以上130時間未満	6時間以上24時間未満
130時間以上150時間未満	7時間以上28時間未満
150時間以上160時間未満	8時間以上32時間未満

スクーリングは、受講者の在宅理由や居住地における制約等に配慮した上で、適切な場所及び訓練効果を高める時期に設定し、集合訓練又は個別指導・面談等を実施すること。障害特性等からスクーリングが困難な場合は、千葉県立障害者テクノスクールと協議の上、訪問指導により実施することも可能とすること。

また、原則として、月に1回以上のスクーリングを実施することとし、1日当たり6時間以下とすること、ただし、受講者の1月当たりの実施合計時間は5時間以上20時間以下とすること。設定した日に、出席できない場合は、別日を設

けて実施すること。

また、障害特性等からスクリーングが困難な場合であって、かつ訪問するには相当の時間を要する等の困難性を伴う場合は、協議の上、訪問ではなく、映像付電話等の方法により代替することも可能とすること。ただし、映像付電話等の方法により代替する場合であっても、訓練開始月と修了月において、それぞれ1回ずつ訪問指導を行うこと。

- (3) 在職者訓練コース<知識・技能習得>及び在職者訓練コース<eラーニング>
1単位時間45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間とみなす。

7 受講可能人員

在職者訓練コース<知識・技能習得>及び在職者訓練コース<eラーニング>
計2名

8 委託料等

(1) 委託料

ア 受講者1人当たり、訓練時間数に応じた単価は以下のとおりとし、委託契約書に定めた額とする。

12時間を越えて20時間まで	21,000円
20時間を越えて40時間まで	42,000円
40時間を越えて60時間まで	64,000円
60時間を越えて80時間まで	85,000円
80時間を越えて120時間まで	128,000円
120時間を越えて160時間まで	170,000円

イ eラーニングコースを受託した機関が面接指導として、スクリーング又は訪問指導等を在宅支援団体等に再委託して実施する場合は、委託料のうちから当該経費を書面により約定した上で、委託先機関が再委託先機関に支払うことができることとする。

ウ 中途退所等の理由で、あらかじめ定めた期日前に訓練を終了した場合は、実施した訓練時間に応じた委託料とし、訓練時間が12時間に満たない場合は、1時間当たり1,050円とし、訓練を行った時間を乗じた委託料とする。

(2) 障害者向け訓練支援機器貸借借費

委託先機関が訓練の実施期間中に、障害を補うための職業訓練支援機器及びソフトウェアを貸借借契約及び使用許諾契約により用意して障害特性に応じた訓練を実施した場合に、障害者委託訓練を受託した機関に支払う障害者向け訓練支援機器貸借借費(実費)は、1訓練当たり55,000円(税込)を上限に支給する。ただし、年度内に複数回の訓練を実施する場合、同一委託先機関につき、年度内の上限は55,000円(税込)までとする。障害者向け訓練支援機器貸借借費の対象となる機器等については、委託先機関が受講者に無償で貸与又は利用させるものに限ることとし、本事業以外の事業のための使用を禁止する。

なお、この訓練支援機器貸借借費を利用するにあたり、事前に準備する書類及び支給対象外の貸借借契約先もあるので、利用する場合は事前に相談すること。

9 応募資格

提案の日以降、次の要件を全て満たしている者とする。

- ① 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者。
 - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - ・ 提案の日から審査結果の公表の日までの期間について、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団または同条第 6 号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者。
 - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者。
 - ・ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと千葉県が判断した者。

10 応募方法

(1) 応募書類

コース名	在職者訓練コース <知識・技能習得>	在職者訓練コース <e-ラーニング>
提出書類	様式 1-1 : 障害者委託訓練提案書（在職者 訓練コース：知識・技能習得）	様式 1-2 : 障害者委託訓練提案書（在職者 訓練コース：e-ラーニング）
	—	様式 2 : 法人等の概要
	—	様式 3 : 訪問指導等を提携・共 同して実施する団体等 の概要
	—	様式 4 : カリキュラム等
	—	様式 5 : 提案確認事項
	様式 6 : 実施運営体制表	
	訓練日程表 (※)	訓練日程計画表 (※)
	誓約書	

※ 訓練開始決定後に提出する。

(2) 提案様式

千葉県立障害者テクノスクールホームページに様式を掲載。

【掲載場所】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/itaku.html>

(3) 応募期間及び提出先

ア 応募期間

令和 8 年 5 月 7 日（木）～ 11 月 30 日（月）

郵送の場合は当日消印有効とする。

イ 応募方法及び提出先

- ① 様式3及び誓約書以外：電子メールで提出
電子メール送付先：csg-itaku@pref.chiba.lg.jp
- ② 様式3及び誓約書：郵送
送付先：〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470
千葉県立障害者テクノスクール
相談支援課 委託訓練担当宛て

11 委託先機関の選定

(1) 在職者訓練コース<知識・技能習得> (複数団体を選定)

- ① 提案書による書類審査
 - ② 審査会における採点審査
- ※ 審査委員の採点表による評価を実施し、委託先機関を選定する。

(2) 在職者訓練コース<eラーニング> (1機関を選定)

- ① 提案書による書類審査
 - ② 審査会における採点審査
- ※ 1コンテンツあたりの訓練に要する単位時間数を明記すること。なお、審査会において、1コンテンツあたりの訓練に要する単位時間数の変更を求める場合がある。
- ※ 審査委員の採点表による評価を実施し、基準を満たした1機関を委託先機関として選定する。

12 留意事項

訓練開始にあたっては、千葉県立障害者テクノスクールと受講者雇用主の間で、別紙「千葉県障害者委託訓練（在職者訓練）契約書」（別紙2）を取り交わす。

13 その他

- (1) 提出された書類等に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 受講者の選考方法は、書類選考、面接試験によるものとし、面接試験については、千葉県立障害者テクノスクールの求めに応じ、必要な協力をする事。
- (4) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

14 問い合わせ先

千葉県立障害者テクノスクール 相談支援課 委託訓練担当
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470
TEL：043-291-7744 / FAX：043-291-7745
メール：csg-itaku@pref.chiba.lg.jp

(別紙1)

在 職 証 明 書

住 所

氏 名

生 年 月 日

就 職 年 月 日

勤 務 先 住 所

上記の者は、在職していることを証明します。

令和 年 月 日

住 所

事業所名

代表者職氏名



記載上の注意

勤務先が法人の場合は、住所・法人名・代表者職氏名を記載し、代表者印を押印してください。個人の場合は、事業所名・支払者の住所・氏名を記載し、実印を押印してください。

(別紙 2)

千葉県障害者委託訓練(在職者訓練)契約書

千葉県立障害者テクノスクール(以下「甲」という。)と

_____ (以下「乙」という。)は

甲が委託元となる千葉県障害者委託訓練在職者訓練(以下「在職者訓練」という。)に関し、下記のとおり、契約書を取り交わす。

記

1 在職者受講候補者(以下「受講者」という。)は乙に在職する_____である。

2 訓練内容は、別紙「令和8年度 障害者委託訓練 在職者訓練コース 受講者募集」のとおりとする。

3 災害補償及び損害補償

在職者訓練参加に際し受講者に労働災害等の事故が発生した場合、甲及び甲の委託した訓練機関(以下「委託先機関」という。)の故意・過失に基づくものでない限り、甲及び委託先機関は免責されるものとする。

4 遵守事項

乙は、受講者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- ① 在職者訓練期間中は、甲及び委託先機関の指示に従うこと。
- ② 甲及び委託先機関の秘密を遵守し、他に漏洩しないこと。

5 経費及び報酬等

- ① 在職者訓練にかかる経費は無料とする。(ただし、テキスト代等が必要な場合、交通費、食費等は受講者の実費負担とする。)
- ② 甲及び委託先機関は、受講者から提供された役務等に対して、報酬等一切の金品を支給しない。

6 本契約書に定めのない事項、または本契約書に疑義が生じた場合については、その都度、甲・乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市緑区大金沢町470番地
千葉県
千葉県立障害者テクノスクール
校長 印

乙 住 所
氏 名 印